

## 「(仮称) 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例」の概要

### 1 条例制定の経緯

現在、静岡市では「静岡市個人情報保護条例」により、個人情報保護について必要な事項を定めており、市議会においても同条例による市共通のルールが適用されています。

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により個人情報保護法が改正され、地方公共団体には改正後の法律により全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、同法は原則として議会は適用除外となっています。

令和5年4月に改正後の個人情報保護法が施行されると、現行の静岡市個人情報保護条例は廃止されることとなりますが、本市議会としても引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要がありますので、本市議会独自の個人情報保護条例を制定します。

### 2 条例制定の基本的考え方

個人情報の取扱いに関し、市長部局側と議会側で差異が生じないように、改正後の個人情報保護法及び法改正に伴う市長部局の対応との整合性に配慮し条例を制定します。

具体的には、改正後の個人情報保護法の「第5章 行政機関の義務等」の各条の規定と市長部局で制定予定の個人情報保護法施行条例(案)を参考に規定を整備します。

### 3 条例の概要

#### (1) 目的

静岡市議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとしています。

#### (2) 定義

「個人情報」、「個人識別符号」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「個人関連情報」等の用語を定義します。なお、この条例において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、「保有個人情報」とは、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した情報で、議会事務局が保有する個人情報とします。

### **(3) 議会の責務**

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとします。

### **(4) 個人情報等の取扱い**

#### **ア 個人情報の保有の制限等**

議会は、個人情報を保有する場合は、利用目的を特定すること、利用目的以外に個人情報を保有しないこと等を規定します。

#### **イ 利用目的の明示**

議会は、本人から個人情報を取得するときは、原則として本人にその利用目的を明示しなければならないことを規定します。ただし、例外として「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」などを規定します。

#### **ウ 従事者の義務**

個人情報の取扱いに従事する職員等は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならないことを規定します。

#### **エ 利用及び提供の制限**

議会は、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、または提供してはならないことを規定します。

### **(5) 個人情報ファイル**

議会が保有している個人情報ファイルのうち、一定の内容、規模等を有するものについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定します。

また、個人情報を取り扱う業務について、保有個人情報取扱業務登録簿を作成し公表することを、市長部局と同様に規定します。

### **(6) 開示、訂正及び利用停止**

#### **ア 開示**

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手續、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、開示請求に係る手数料等について規定します。保有個人情報の開示義務の例外として「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」などを規定します。

なお、現行条例と同様に、開示決定等の期限については請求があった日から原則 15 日以内とし、開示請求の手数料については無料とします。ただし、公文書の写し（電磁的記録の複写や複製等を含む。）の交付を受ける場合は、実費負担とします。

#### イ 訂正

議会が保有する自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合に訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定します。

#### ウ 利用停止

議会が保有する自己の個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等されていると思料する場合に当該個人情報の利用の停止や消去等を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について規定します。

#### エ 審査請求

開示決定、訂正決定、利用停止決定等またはこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求の手続等について規定します。

### (7) 雑則

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、個人情報の取扱いに関する苦情処理、施行状況の公表等について規定します。

また、審議会への諮問について、市長部局と同様に規定します。

### (8) 罰則

職員、委託事務に従事する者及び派遣労働者（これらの者であった者を含む）が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や、これらの者が業務上知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合等の罰則を規定します。

### (9) 附則

条例の施行期日について規定します。

## 4 改正後個人情報保護法「第 5 章 行政機関等の義務等」のうち本条例では規定しないもの

### ア 漏えい等の報告等（法第 68 条）

保有個人情報の漏えいが生じた場合の個人情報保護委員会への報告義務を規定していますが、議会は同法が適用されず、同委員会への報告義務がないため規定しません。

#### イ 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）

外国にある第三者に個人情報を提供することは、議会では想定されないため規定しません。

#### ウ 事案の移送（法第85条）

改正後の個人情報保護法の施行後は、市長部局と議会で個人情報保護にかかる根拠法令が異なることとなるため規定しません。

#### エ 匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第123条）

匿名加工情報を第三者に提供することは、議会では想定されないため規定しません。

#### オ 条例要配慮個人情報（法第60条第5項）

本市においては、条例要配慮個人情報を規定する特別の事情が認められないことから規定しません。

### 5 条例の制定のスケジュール

条例の制定については、令和5年2月議会に上程し、同年4月1日からの施行を予定しています。

### 6 意見の募集期間・提出先・提出方法

#### （1）募集期間

令和4年10月27日（木）から同年11月28日（月）まで

#### （2）意見の提出先・提出方法

以下の宛先に郵便、持参、ファクシミリ、電子申請により提出してください。

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市議会事務局 議会総務課（静岡庁舎本館2階）

FAX番号：054-251-9213

電子申請URL <https://logoform.jp/form/79j2/162782>

### 7 本件に関する問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市議会事務局 議会総務課（静岡庁舎本館2階）

電話番号：054-221-1158（直通）

FAX番号：054-251-9213

メールアドレス [gikaisoumu@city.shizuoka.lg.jp](mailto:gikaisoumu@city.shizuoka.lg.jp)

## 8 備考

いただいたご意見については、特定の個人を識別できないように加工したうえで、要旨を市ホームページ等で公表させていただくことがあります。